

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 452

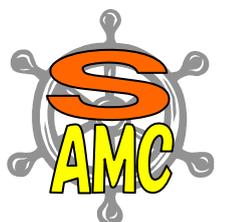
2025年 1 月号 JANUARY



今月のお知らせ

法定調書合計表・給与支払報告書・償却資産
申告書の提出期限 1/31（金）まで

- ✂ 新年のごあいさつ
- ✂ 長崎県の証紙が廃止されます
- ✂ 定額減税が全額控除できなかった場合
- ✂ 今年はこんな年



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

新年のごあいさつ



新年おめでとうございます。

昨年末に、めでたいというより、「我が意を得たり」という出来事がありました。世界中のマスコミが大々的に取り上げた「被団協のノーベル平和賞受賞」です。

世の中、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ地区への容赦ない攻撃など、戦争の悲惨な状況を目の当たりにし、核兵器が「おどし」の段階からその「使用」が現実味を帯びる中での受賞で、世界中の人々が危機感を抱いている中での時宜を得たノーベル財団の決定です。

税理士開業当初から、長崎原爆被災者協議会の税務・経理面での関与をはじめ、高校生平和大使に関してはその発足当初から支援をしてきた者として、今回の受賞は我が事のようにうれしく誇らしく思ったものです。

私は開業以来40数年、「平和であってこそ仕事ができる」と考え、日本国憲法第9条にもろ手を挙げて賛同してきました。被災協や高校生平和大使とのかかわりもその一環です。

戦争ともなれば、現在私たちが営んでいる営業活動は自由にできるわけがありません。日本の戦時中の状況を考えれば、現在の自由な経済環境がいかに大切か一目瞭然です。現在の平和で自由な営業活動を永遠に続けられるよう、世界中の平和を愛する人々との友情や交流を求めたいものです。

今年も一年どうぞよろしく願いいたします。

2025年1月

税理士 嶋 賢治

長崎県の証紙が廃止されます



証紙は正式には収入証紙といい、県に手数料を納付する際に、現金の代わりに申請書等に貼付することで申請窓口における手続きを簡素化したり、郵送による申請を容易にすることを目的としています。県に対する許可の申請手数料や免許証の更新手数料、パスポートの発行手数料などの支払いに使用されています。**※国の収入印紙ではありませんのでご注意ください**

長崎県では令和7年1月より証紙の販売が終了されています

- ・すでに購入済みの証紙は令和7年3月末まで使用できます
- ・未使用の証紙は令和11年12月末まで還付が可能となります

還付を希望される方は、①証紙還付申請書（長崎県のホームページよりダウンロード）、②返還する証紙、③振込先の通帳のコピーを長崎県出納局会計課（〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号）へ持参または郵送してください。

証紙に代わる手数料の納付方法は3つ

- ① オンラインで納付
長崎県の電子申請システムを利用してクレジットカードやコード決済（PayPay、auPay、d払い）、コンビニ払い（現金）などで納付
- ② 支払窓口で納付
振興局等の支払窓口でクレジットカード、電子マネー等により納付
- ③ 手数料納付書で納付
長崎県から交付を受けた手数料納付書を使用して銀行の窓口において現金納付

定額減税が全額控除できなかった場合

令和6年分の所得税は下記のとおり定額減税が実施されます

- | | | |
|--------|---|-----|
| ・ 本人 | 合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は年収2,000万円以下） | 3万円 |
| ・ 配偶者 | 合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合は年収103万円以下） | 3万円 |
| ・ 扶養親族 | 合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合は年収103万円以下）1人につき | 3万円 |
- ※ 本人の合計所得金額が1,805万円を超えた場合は配偶者や扶養親族も含めて定額減税は受けられません。
- 【例】 本人と配偶者、子供2人の場合は120,000円の定額減税

定額減税よりも所得税額が少ない場合、定額減税を全額控除できていません

所得税額から控除しきれない定額減税の金額がある場合は給付金が各市区町村から支給される予定ですが、支給時期や手続き方法はまだ決まっていません。

定額減税が全額控除できているか確認する方法は2つあります

① 年末調整がされた後の源泉徴収票で確認

年末調整の対象者は源泉徴収票の摘要欄に定額減税の控除額が記載されています。

源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円

- ・ 給料や賞与から定額減税された金額です。

控除外額 × × × 円

- ・ 0円と記載されている場合は定額減税が全額控除できています。
- ・ 0円以外の金額が記載されている場合は定額減税が全額控除できていません。この場合は記載されている金額の1万円未満を切り上げた金額が各市町村から給付されます。

② 確定申告後に申告書第一表の「税金の計算」欄の④③と④④の金額で確認

- ・ 所得税の納税額がある場合は定額減税が全額控除できています。
- ・ 納税額が0円または還付の場合は、確定申告書第一表の「④④令和6年分の特別税額控除」から「④③再差引所得税額」を引いた金額の1万円未満を切り上げた金額が各市町村から給付されます。

全額控除できていなくても給付金がないケースもあります

- 令和6年中に「調整給付金」として先に給付を受けている方は、控除できなかった金額から調整給付金を差し引いた金額が追加で給付される予定です。（控除できなかった金額より調整給付金のほうが大きく、もらい過ぎとなった場合、給付はありませんが返還は不要です）
- 合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合は年収103万円以下）の方は、源泉徴収票に「控除外額30,000円」と記載されますが、どなたかの扶養になっている場合、扶養している方が定額減税を受けていれば給付はありません。



今年はこんな年



1月	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震から1年(1日) 2024年下半期の芥川賞・直木賞発表(15日) 阪神大震災発生から30年(17日) 大学入学共通テスト(18日~19日) アメリカ大統領就任式(20日) 長崎ランタンフェスティバル(29日~2月12日) 通常国会招集(月内) 	 
2月	<ul style="list-style-type: none"> サッカーJリーグ開幕(14日) 確定申告開始(2月17日~3月17日) ロシアのウクライナ侵攻開始から3年(24日) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災から14年(11日) 世界保健機関(WTO)による新型コロナウイルスのパンデミック宣言から5年(11日) 選抜高校野球大会(18日~30日) メジャーリーグ東京ドーム開幕戦ドジャース vs カブス(18日~19日) プロ野球開幕(28日) 2025年度予算案成立(月内) 公示地価発表(月内) 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 原付免許で出力が制限された125cc以下の二輪車運転が可能に(1日) 大阪・関西万博が開幕(4月13日~10月13日) 熊本地震から9年(14日) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 雲仙・普賢岳大火砕流から34年(3日) 日韓国交正常化60周年(22日) 北大西洋条約機構(NATO)首脳会議(オランダ・ハーグ、24日~25日) 通常国会会期末(月内) G7首脳会議(月内、カナダ・アルバータ州) 	 
7月	<ul style="list-style-type: none"> 西日本豪雨から7年(6日) 安倍晋三元首相銃撃事件から3年(8日) 2025年上半期の芥川賞・直木賞発表(17日) 路線価発表(月内) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 原爆慰霊・平和祈念式典(広島6日、長崎9日) 全国高校野球選手権大会(8月上旬開幕) 80回目の終戦記念日、全国戦没者追悼式(15日) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震から7年(6日) 滋賀県で第79回国民スポーツ大会(9月28日~10月8日) 基準地価発表(月内) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税でポイント付与の仲介サイトが禁止(1日) 長崎くんち(7日~9日) ノーベル賞受賞者の発表(上旬) プロ野球日本シリーズ開幕(25日) 滋賀県で全国障害者スポーツ大会(25日~27日) アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議(月内、韓国・慶州) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第30回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP30)(10日、ブラジル・ベレン) 20カ国・地域(G20)首脳会議(22日、ヨハネスブルグ) 聴覚障害者の国際スポーツ大会「東京2025デフリンピック」開幕(15日~26日) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ユーキャン新語・流行語大賞発表(1日) 現行の健康保険証の利用廃止(1日) ノーベル賞授賞式(10日) 2026年度税制改正大綱取りまとめ(月内) 	